

V 電磁的記録について

令和3年7月1日施行の基準省令改正により、利用者の利便性向上や指定障害福祉サービス事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、事業者等における諸記録の作成や保存並びに利用者等への説明や同意等のうち書面で行うものについて、原則として電磁的記録による対応が可能となりました。

主な改正内容

1. 指定障害福祉サービス事業者等における諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的記録による対応が可能
2. 利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものについて、原則として電磁的方法による対応が可能

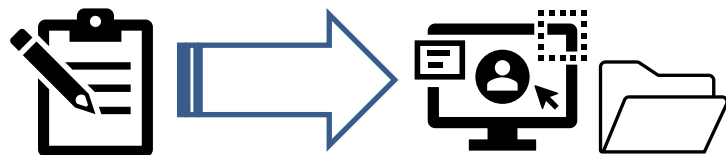
電磁的記録とは・・・

【定義】

電子計算機(パソコンやスマートフォン、タブレット等)による情報処理の用に供されるもの

電磁的記録による保存とは保存方法としては、以下の①②が想定されています。

- ① ネットワークに接続されている状態のパソコン、スマートフォン、タブレット等を使って作成された電磁的記録を保存する方法
- ② 作成された電磁的記録をフロッピーディスク、ミニディスク、CD-ROM等に保存する方法



①電磁的記録による諸記録の作成、保存等について

指定障害福祉サービス事業者等における諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的記録による対応が可能となりました。

ただし、

以下の①②に記載するものは、電磁的記録による作成、保存等は認められておらず、従来どおりの取扱いとなっているので、ご注意ください。

① 受給者証への記載が義務付けられているもの(受給者証記載事項)

例) 提供サービス内容、契約支給量、入所(入居)又は退所(退去)に際する事業所(者)の名称、入所(入居)又は退所(退去)の年月日その他の必要な事項

② 受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの

例) 記載支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等

電磁的記録による諸記録の作成、保存等を行う場合の留意点

- ① 電磁的記録は、指定障害福祉サービス事業者及びその従業者(事業者等)の使用に係る電子計算機(パソコン、スマートフォン、タブレット等)に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。
- ② 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。
 - ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法(【例】パソコンやCD-ROM等で保存する)
 - イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法(【例】紙文書をスキャナで読み取り、画像データをパソコンやCD-ROM等で保存する)
- ③ 電磁的記録により行うことができるとされているものは、①及び②に準じた方法によること。
- ④ 電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。

② 電磁的方法による交付等について

利用者の利便性向上や障害福祉サービス事業者等の業務負担軽減の観点から、利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものについて、原則として電磁的方法による対応が可能となりました。

電磁的方法による交付にあたっては次の①から④に準じた方法により行ってください

- ① サービス事業者及びその従業者(事業者等)は、利用申込者からの申出があった場合には、基準省令に規定されている重要事項を記した文書(運営規定の概要、従業者の勤務体制等)の交付に代えて、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。
- ② ①に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- ③ 事業者等は、①の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ当該利用申込者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- ④ ③の規定による承諾を得た事業者等は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び③の規定による承諾をした場合はこの限りではない。

電磁的方法による同意・締結の例

○電磁的方法による同意

例えば電子メールにより、当該同意の相手方が同意の意思表示をした場合等が考えられます。

○電磁的方法による締結

当該締結の相手方と事業者等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましい。



その他参考情報(国の通知など)

- ①「押印についてのQ&A」(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)
《内閣府ホームページ》 <http://www.moj.go.jp/content/001322410.pdf>
- ② 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」
《個人情報保護委員会ホームページ》 <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>
- ③ 基準省令・解釈通知・報酬改定等に関するQ&A
《厚生労働省ホームページ「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について」》
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00007.html

国のQAなどを参照し、電磁的な方法においても、適切な文書管理をしましょう。